

## 「長野県消費生活審議会 公募委員」を募集します

長野県消費生活審議会は、消費生活に関する重要事項について調査審議を行うため、長野県消費生活条例に基づき設置する組織です。この審議会で消費者としてのご意見を幅広くお聞きし、消費者行政に反映させていくため、審議会委員を公募します。

**1 応募期限** 令和8年3月6日(金)必着

**2 募集人員** 2名以内

**3 応募資格** 次の条件をすべて満たす方とします。

(1) 県内に居住する方で、令和8年4月1日現在で満18歳以上の方

(2) 長野県の消費生活について関心を持ち、今後の長野県の消費者行政の方向や施策について消費者の立場から意見を述べることができる方

(3) 年数回程度開催する審議会に出席できる方（会議は原則として平日の昼間に長野市内で開催）

**4 任期** 2年間（令和8年4月1日から令和10年3月31日までを予定）

**5 応募方法**

(1) 応募申込書に必要事項を記入し、「長野県の消費者施策に関する私の提案」をテーマとする小論文（800字程度、様式自由）を添えて提出してください。

(2) 提出は、郵送、持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法とします。

(3) 提出していただいた書類は返却しません。

**6 選考方法**

(1) 書類選考及び面接により決定します。面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。

(2) 書類選考の結果は、3月19日（予定）までに応募者に通知します。

**7 応募申込書の入手方法**

応募申込書は、長野県消費生活情報ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.nagano-shohi.net/news/10717/>）

また、長野県消費生活センター及び各地域振興局総務管理課でも入手できます。

**8 応募先・問合せ先**

〒380-8570 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課 企画指導係

電話：026-235-7174（直通） FAX：026-235-7284 電子メール：[kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)

**9 その他**

(1) 審議会は原則として公開で行いますので、委員としての意見は公表されます。

(2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。

(3) 応募書類等の個人情報は、選考の目的のみに使用します。



相手を確認してから電話にでましょう！

- 在宅中でも**留守番電話設定**
- 迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用**
- ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用**

（問合せ先）

担当 県民文化部くらし安全・消費生活課

企画指導係 名取、宮坂

電話 026-235-7174（直通）

026-232-0111（代表）内線 2844

FAX 026-235-7284

E-mail [kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp](mailto:kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp)